

日本国憲法

憲法って何？
誰が守るもの？



憲法とは何か

この問いに対する答えは、いくつか考えられます。例えば、憲法という名前と呼ばれる成文の法典のことだという答えも正解です。これは「形式的意味の憲法」と呼ばれるものです。

これに対して、法律の内容やその性質に着目した場合、憲法とは「国の基本法」、「国家の根本的な組織や作用を定める法規範」であるという回答もありえます。これは「固有の意味の憲法」と呼ばれるものです。この意味の憲法は、いかなる時代のいかなる国家にも存在するものです。

さらに、国家の根本的な組織や作用を定める法律であって、近代立憲主義の諸原理に立脚したものを憲法というのだという立場があります。近代立憲主義というのは、専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障するという考え方です。そこにおける憲法とは、自由権保障、国民主権、権力分立などの内容を伴っているのがその特徴です。この立場から見た憲法は、「立憲的意味の憲法」または「近代的意味の憲法」といわれています。

みなさんがイメージする憲法というのは、どのようなものでしょうか。憲法という言葉から、この「立憲的意味の憲法」を思い浮かべた人が多いのではないかと思います。

それほど、今の日本社会では、人権、自由、平等という価値が普遍化しているということだと思います。

革命や戦争から生れた憲法

しかし、人権、自由、平等は、決して昔から当然のものだったわけではありません。王様や豪族が支配していた社会では、民衆の自由や人権は保障されていませんでした。

立憲主義という考え方は、17世紀のイギリス、18世紀のフランス、アメリカなどの近代市民革命を通じて確立してきたものです。それまでの絶対王政の権力による圧政からの解放を求めた人々は、自由と平等を基調とする社会を築くため、そして、権力が強大になりすぎて人々の権利を抑圧することのないよう、憲法を制定したのです。

こうした憲法の趣旨を最もよく示しているのは、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、すべて憲法を持つものではない」と規定する1789年のフランス人権宣言16条です。近代立憲主義の憲法とは、端的に言えば、国家権力を制限して国民の権利・自由を守ることを目的とする憲法のことです。

日本国憲法の基本原理

日本国憲法も、近代立憲主義の憲法です。日本国憲法は、「政府の行為によって」「戦争の惨禍」が起こったことを反省し、そうしたことを二度と起こさないとの決意とともに、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つを基本原理とすることを宣言しました（前文）。

主権が国民にあるということは、基本的人権の保障と結びついています。専制政治の下では、基本的人権の保障は完全とはなりえません。民主主義政治の下で、基本的人権の尊重と確立を図ることとしたものです。

憲法の基本目的が、国家権力から国民の権利を守ることにある以上、憲法の規範的拘束が国家の権力担当者に向けられていることは当然です。つまり、憲法の諸ルールは、国家の権力担当者が、権力を振りかざして国民の人権を抑圧することのないように定められたものなのです。日本国憲法99条は、天皇、摂政、大臣、国会議員、裁判官その他の公務員に、憲法を尊重し擁護する義務を課しています。これは以上のような憲法の性格上、当然のことを定めたものということになります。

安倍晋三首相は、憲法は権力を縛るものだというのは「王権の時代や専制主義的な政府に対する憲法の考え方」であって、古い考え方であり、「民主主義国家の憲法は、国の姿・形を書き込むことだ」と答弁しました。これは、立憲主義の考え方にそぐわない発言と言わざるを得ません。

回答 旬報法律事務所 今村幸次郎 弁護士（日本医療福祉生活協同組合連合会 理事）

コラム

立憲主義とは

憲法によって国家権力を制限し、法に基づいた政治を行なおうとする考えのことです。

国家権力の無制限な行使を防ぐため、法によって権力を制限することを「法の支配」と呼びます。立憲主義はこの「法の支配」のひとつの形態で、成文法によって権力の行使に関する規定を定める手法です。

